

『出雲国意宇郡宍道郷佐雑村 大森神社  
村社雑社旧撰末社棟簡雑記』の訂正：  
「宍道氏家系図」 ・ 『風土記』 猪像石にふれつつ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2001-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 服部, 旦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1387">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1387</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『出雲国意宇郡宍道郷佐雜村 大森神社 村社雜社旧撰末社  
棟簡雜記』の訂正——「宍道氏家系図」・「風土記」猪像石にふれつつ——

服部

旦 あさけ

目次

はじめに

- 一 大森神社神殿内に現存しない棟札
- 二 『棟簡雜記』に収録されていない大森神社神殿内現存棟札(等)
- 三 『棟簡雜記』の訂正
- 四 『棟簡雜記』の信憑性——『風土記』猪像石にふれつつ——
- 五 棟札と「宍道氏家系図」の関係

はじめに

平成9(97)年3月、下記B論文において標題の文書を写真版で紹介した。この時点では、同文書(以下『棟簡雜記』)に筆録された棟札等の実物と比較することができなかった。即ち、大森神社の宮司秦忠男氏と令息の禰宜武男氏は、「現在の

『出雲国意宇郡宍道郷佐雜村 大森神社 村社雜社旧撰末社 棟簡雜記』の訂正

大森神社の幣殿に収めてある大森神社の昭和36年の遷宮時の棟札2枚しか存在しない」(B論文145頁下段3行目、5行目)とせられたからである。

その後間もなくして武男氏から、大森神社の神殿内に棟札があった、とお教え頂いたけれども、神殿は10月19日の秋季例大祭以外は開扉しない慣習のため、今回平成12(00)年に至り漸く『棟簡雜記』と実物の棟札等とを比較検討する機会を得た。その結果、神殿内には『棟簡雜記』に収録された棟札等の総てが存在するのではないこと、また、『棟簡雜記』に未収録の棟札等も存在することが判った。そして、『棟簡雜記』に実物の棟札等と異なる箇所があり、特に神職の人名には改竄とも言える意図的な改変のあることが判明した。神職の人名以外にも若干の改変(省略)はあるものの、その他は特に意図的な異同ではないと思う。

神殿内に存在しない棟札等の行方について秦武男禰宜は、「大正元年に大森神社の遷宮があったから、その時何か起ったかも知れない。」(平成12(00)10月19日)と言われる。神殿内に現存しない棟札は第1章の通り、かなりの数に上り、それらは神社ごとに纏まっている傾向が見える。廃社の場合は、棟札を社殿建立の発願者(地元では「本願さん」と呼ぶ)の家が預かっていることがあるから、将来の出現に期待したい。ここに実物を見ることのできた範囲内で訂正を行ない、これに基づいて同文書の信憑性を論じ、併せて「宍道氏家系図」と『風土記』猪像石について若干言及する。

本研究のために左記の方々のご協力を賜り、また、翻字に関しては中央大学文学部教授菅井時枝氏、歴史学の事項については嵐義人氏のご教示に預かった。共に記して感謝申し上げます。

小浜幸子 大正12(23)年生。宍道町大森神社旧神職宍道峰清の孫慶子氏長女。宍道鈴子氏姪。小平市在住。

宍道鈴子 明治43(10)年生。宍道峰清の孫故宍道勳氏(明治35(02)年6月20日生・昭和58(83)年10月4日没)夫人。茨木市在住。

秦 武男 昭和7(32)年生。宍道町氷川神社禰宜。

槇原峯夫 昭和18(43)年生。宍道町大字佐々布在住。

本論文で利用する既発表の拙考と略号は次の通りである。

A 『出雲国風土記』の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察―意宇郡宍道郷所造天下大神命の猪俣石・犬俣石の同定を手がかりとして―附説『出雲国風土記』の尺度』『古代文化研究』第2号、島根県古代文化センター、平成6(94)年3月、松江。

B 「資料紹介『出雲国意宇郡宍道郷佐雑村 大森神社 村社雑社旧撰末社 棟簡雜記』―八束郡宍道町「女夫岩遺跡」にふれつ―」『大妻女子大学紀要―文系』第29号、平成9(97)年3月、東京。

C ① 『出雲国式内宍道神社(風土記)宍道社』をめぐる社論(一)―三崎神社・大森神社を中心として』『大妻女子大学紀要―文系』第31号、平成11(99)年3月、東京。

② 『同(二)』『大妻国文』第30号、平成11(99)年3月、東京。

③ 『同(三)』『大妻女子大学紀要―文系』第32号、平成12(00)年3月、東京。

### 一 大森神社神殿内に現存しない棟札(等)

題目を掲げることのできない札(文書)は冒頭1行目の文言を記し、その丁附全部が存在しないことを示す。丁附はB論文に私が附したものである。

4 丁才山崎日輪坂本郷八幡宮遷宮式

4 丁ウ石唐獅子寄附人列

5 丁才玉之助 佐一郎 利十

6 丁ウ御末社岡野目大垣

7 丁才打鳴佐藤林蔵

7 丁ウ差羽神女

『出雲国意宇郡宍道郷佐雑村 大森神社 村社雑社旧撰末社 棟簡雜記』の訂正

8 丁才式拾壹貫文<sup>2</sup>

8 丁ウ幣頭代六道六麻呂峯清出雲臣

9 丁才清目鹽湯行事

9 丁ウ差羽神子

10 丁才其□二十七年前

11 丁ウゝ12 丁才嘉永6年宇賀大明神棟札

12 丁ウ大森太明神御末社妙見神社正遷宮

13 丁才几張 友助

13 丁ウゝ14 丁才元祿17年宇賀大明神棟札

14 丁ウゝ15 丁才享保元年宇賀大明神棟札

15 丁ウゝ16 丁才享保19年宇賀大明神棟札

16 丁ウゝ17 丁才宝曆14年宇賀大明神棟札

17 丁ウゝ18 丁才寛政8年宇賀大明神棟札

18 丁ウゝ19 丁才文政8年宇賀大明神棟札

19 丁ウゝ20 丁才嘉永6年宇賀大明神棟札

20 丁ウゝ21 丁才明治13年宇賀神社棟札

21 丁ウ嘉永2年金比羅大権現棟札

21 丁ウ明治22年天津神社棟札

22 丁才安閑天皇之御傳記

22 丁ウゝ23 丁才元龜3年大森大明神棟札

23 丁ウゝ24 丁才慶長11年大森大明神棟札

29 丁ウゝ30 丁才文久2年大森大明神棟札

35 丁ウ大森小森天王縁記

36 丁才嘉永5年大山権現棟札

38 丁ウ天明7年焼火権現棟札

38 丁ウ寛政11年焼火権現棟札

39 丁才佐々布村内宇賀目明神

39 丁ウ正徳6年丙申8月宇賀大明神

40 丁才宝曆8年金毘羅権現棟札

40 丁才文化4年金毘羅大権現棟札

41 丁ウ宝曆2年金毘羅大権現棟札

41 丁ウ明治15年金峰神社棟札

42 丁才金毘羅再建二付寄附人名

42 丁ウゝ43 丁才元祿6年八幡宮棟札

43 丁ウゝ44 丁才享保20年八幡宮棟札

44 丁ウゝ45 丁才安永2年八幡宮棟札

45 丁ウゝ46 丁才享和3年八幡宮棟札

46 丁ウゝ47 丁才文政10年八幡宮棟札

47 丁ウゝ48 丁オ (安政2年) 八幡宮棟札

49 丁ウゝ50 丁オ 明治13年伊甚神社棟札

56 丁ウ明和五戊子十二月覚

57 丁オゝ57 丁ウ明和五子十二月覚

58 丁オ清目

58 丁ウ榊立 内藤政市

59 丁オ額 (三) 島丈一郎

59 丁ウ神宮前後奉供

60 丁オ紺木綿六尺布六尺

62 丁ウゝ63 丁オ寛政7年隨身二体奉献札

63 丁ウゝ65 丁ウ明治21年八幡宮正遷宮行列

66 丁ウゝ68 丁オ 明治22年大森神社棟札

69 丁オゝ69 丁ウ本宮大森神社正遷宮他所行列

70 丁オ天保11年加茂大明神棟札

70 丁オ無格社賀茂神社御由緒調査書

70 丁ウ元文3年天福天王地福天王棟札

71 丁オ元文2年若姫宮棟札

71 丁オ寛延3年若宮大明神棟札

71 丁ウ天明3年若宮大明神棟札

71 丁ウ明治22年若姫宮棟札

## 二 『棟簡雜記』に収録されていない大森神社神殿内現存棟札(等)

① 明治22年陽曆5月7日陰曆4月8日大森神社隨身二柱塗直正遷宮加行列輿担寄進入別札 (社務宍道峰清物部臣)

② 明治22年陽曆5月7日陰曆4月8日大森神社石鳥居一基新建立札 (宍道峰清出雲物部臣)

③ 明治16年4月3日子守神社遷宮棟札 (祠掌宍道幸雄)

④ 明治22年陽曆5月8日陰曆4月9日天王籠神社修覆棟札

⑤ 文久2年4月2日若宮二字遷宮棟札 (宍道造酒出雲重章無位臣准神士陸奥麻呂出雲峰清)

⑥ 明治35年4月18日内務省官令八幡宮御由緒調査書札 (宍道峰清調進)

⑦ 元文3年6月22日坂口郷王子権現宮修覆棟札（社司大坪長門守平利久）

⑧ 明和2年霜月14日坂口王子権現修覆棟札（社司大坪伊織平栄久）

⑨ 安永9年3月2日坂口王子神社上葺棟札（神主大坪豊後平栄久）

⑩ 文化元年10月晦日坂口王子神社修覆棟札（神主大坪左京平筆久 幣頭遠藤河内正歳演）

⑪ 天保4年9月18日坂口王子神社修覆棟札（神主大坪播磨正平富久）

⑫ 明治4年10月7日王子社上葺修覆棟札（大坪万寿男平良久）

⑬ 明治28年5月5日坂口神社正遷宮棟札（社掌古瀬秀千代）

⑭ 明治28年5月5日坂口神社修覆寄進札（社掌古瀬秀千代）

⑮ 明治41年4月19日坂口神社移転合祀式札（社掌古瀬秀千代 本願伊原真衛）

⑯ 「前神官宍道幸雄自刻剣」（剣形模型板に墨書）

⑰ 「皇典国式祈年祭二月四日新嘗祭十一月廿三日」（掛札）

右の⑦～⑮は宍道町大字白石の坂口神社（明治維新前は王子権現）の棟札等である。C③論文6ペ下段8行目において、史料152に基づき坂口神社は明治39（06）年に大森神社に合祀されたと記したけれども、式典の日を正式の合祀の期日とするならば、⑮の明治41（08）年4月19日である。この合祀により坂口神社の棟札が大森神社に収納されたのである。

①～⑥は峰清存命中の棟札である。⑬⑭は作成年不明だが、⑯は峰清の手跡である。⑰⑱は棟札ではないため採録しなかったか、もしくは『棟簡雜記』作成後に製作したものであろう。『棟簡雜記』の大方を作成した頃より後の棟札と思われるのが①～④⑥である。⑬～⑮は坂口神社の社司を⑫の前大坪家の万寿男から古瀬秀千代が引き継いでから後の棟札等である。坂口神社は創祀以来大森神社の池田（宍道）家とは無関係であった。⑤のように古い棟札が収録されていないのは、峰清の筆録漏れか。

### 三 『棟簡雜記』の訂正

まず『棟簡雜記』の文字を掲げ、次に↓の下に原棟札等による文字の訂正を示す。主に文字の異同を中心に訂正することとし、時に書式の訂正も行なう。誤字・脱字・虫喰・抹消により判読できない文字、乱筆により判読しにくい文字、原棟札の字体と変えている文字を取り上げる。このうち『棟簡雜記』が、とをト、之をノ、者をハ、るをル、ををヲに改めたのは数が多いため省略する。人名の衛・エ・エおよび良・郎の間の異同も同様とする。但し、同一の人名中に衛(エ・エ)・良(郎)以外にも異同がある場合には取り上げる。『棟簡雜記』と原棟札(以下、両者)共に、異体字・俗字・略字・造字と思われる字は、一部を除き通行の漢字に改める。

虫喰・抹消により判読できない文字・乱筆により判読しにくい文字を□で示し、数字に及ぶ場合は□とする。それらのうち概ね判読できるものは、□内に入れる。文字に異同のある箇所を傍点(、)・圈点(○)で指示し、神主の人名など重要と思われるもの以外は、↓の下に異なる文字のみを示す。改行箇所は「」で示す。両者の書式に関する説明については、本文より活字を1ポ落し、或いは( )内に1ポ落して記す。また、棟札に見られる特別な所見、私の意見も( )内に1ポ落して記す。

『棟簡雜記』の半丁に1枚の棟札の片面を上下に2分し、各々左右に分けて筆録している場合(例えば、6丁オ)、これを「右」「左」と示す。半丁に2枚の棟札の両面を各々左右に分けて筆録している場合(例えば、37丁オ。この場合は半丁に計4面となる)、先の方を「右(表)・(裏)」後の方を「左(表)・(裏)」と示す。

また、取り上げる文字が属する行数を、右から数えて何行目であるかを算用数字で示す。但し、『棟簡雜記』の注であることが明らかなもの(例えば、11丁オ棟札右上角の「明治元辰迫八年」)、および写真版で公開するに際して私が手書きで加えた



(一) 附き説明書き(例えば、53丁ウ左の「重旨」)は行数に数えない。同一の棟札が数段に分かれている場合、上段・中段・下段、或いは1段目・2段目と示し、各段の右から数えて何行目にあるかを算用数字で示す(例えば、「35丁オ左2段目2」)。そして、その棟札の中心に来る行については、「中心」もしくは「3(中心)」の如く表示する(例えば、「37丁オ右(表中心)」。その他ここに例示しないものも、『棟簡雑記』と対照すれば了解頂けると思う。対照しやすいように、類似の人名が並ぶ場合は姓名を掲げる。

○5丁ウ左1有澤↓沢2社↓御社4網近↓網近公5六道友意  
出雲宅久↓池田友意藤原宅久(峰清は池田・藤原を意識的に六道・出雲と書き改めている)

○6丁オ右3安兵衛↓安衛門4與三右衛門↓与左2與左衛門  
↓与5與次衛門↓与

○10丁ウ2・3・4武運・↓定安公・長久↓↓定安公武運長久(1行書き)

○11丁オ右3・4・5于時文久元年・天長地久・辛酉九月廿八日↓天長地久于時文久元年辛酉九月廿八日(1行書き)左  
2段目6佐藤熊太郎↓佐藤万太郎「内藤熊太郎12丈右衛門↓丈左工門4段目4宮廻辰助↓宮迫辰助

○24丁ウ右(1「寛文元年」の右側と下側3「辛丑」の左側細字は『棟簡雑記』筆録者六道峰清の注記で、原棟札にはなし)2(「奉

の上1字か2字分消えている)2↓一字神璽宝劔内侍天長地久  
↓貯・劔・帳左1本常作右衛門\*同源左衛門吉次↓本常作右衛門吉次(棟札は2字分を刃物で削り吉次と書く。当初の書き直しか、後の書き直しかは判断できない。「吉次」の下も数字分削ったかのような木の変色あり。その上面に\*の位置より墨線を「吉次」の右側を通り「吉次」の下まで引き、下記の注①あり。後の注か)へ注①)同源左衛門吉次也2(↓廣家の下方に下記3行の注②あり。後の注へ峰清?か)へ注②)按スルニ本常源左衛門吉次ハ萩田ニ居宅之由「本常作右工門トハ回家ニアラサル由作右工門ハ本郷之土井也」故アリテ源左工門吉次名前削リシモノナラン4神王五位越前守勲業信清↓神主池田越前守藤原信清(棟札は神主の下方1字か2字分を刃物で削り、その削り跡の上に池田と書く。池田の右脇に「五位也」の注③)あり。

越前守の下方2字分を刃物で削り、その削り跡の上に藤原と書く。

藤原の右脇に「勲業也」の注④あり。信清の墨色は池田・藤原よりも古いが、信清の文字下の板面には引つ掻き傷のようなものがある。

池田・藤原程明瞭でないから、削り直しか否かは判断できない。5・6(2段目)7(年寄中・名分十二氏子・大工)家次の下

方に下記6行の注⑤あり。後の注(峰清?か)へ注⑤)按スルニ(宍道祓号池田ト改ル事ハ越前守信清之世始而也)五位之事

ハ按スルニ後世秋鹿郡佐陀神主配下之杜家ニ禁之勲業ヲ藤原ト改ルノ濫觴ハ吉田家之執 奏同家之門下ハ)スベテ

藤原姓ヲ唱フ也コレヨリシテ池田勲業ヲ削改ムルナラン)右解註ハ棟札之寫古證ニヨツテ記之清書ハ裏ニ認ム(以上注

①⑤のうち、少なくとも②⑤は峰清壮年(明治維新頃)の手跡に似る。①③④は②⑤の文面からすると、②⑤以前の時期の注であるか

のようだが、猶考慮を要する。この寛文元(86)年棟札の「池田」は(後次的な)書き直しによるものだから、これをもって、大森神社

の池田氏による管掌が寛文元年に遡るとすることは危険である。○25丁才左右無記(原棟札裏は、以下の右1左下段6の如く

記す。これは、前記注⑤の「裏に認めた清書」に該当するものである。24丁ウと同文であるから、峰清は棟札裏の清書を24丁ウに写し、

25丁才を無記としたのであろう。以下24丁ウの改行字詰に倣い記す)

右1寛文元年2(中心)奉造立大森大明神一字神璽寶劔内侍天

長地久求願圓満3辛丑十月吉日左上段1郡奉行本多六兵衛2(中心)神主五位越前守勲業信清3代官淺井作兵衛下段1本願

庄屋本常作右衛門同源左衛門吉次2伴百丁三嶋仁右衛門(宍家3本常市郎左衛門4年寄中5名分十二氏子6大工内藤與右

工門藤原家次(24丁ウ左25丁才共に神主名に池田・藤原がないのは注目される。前記24丁ウ左の注②⑤が峰清のものであれば、C

論文の考察により峰清には造作の多いことが判明しているから、注記内容は十分な批判を要する)

○25丁ウ右1封の右横無記(二番3雲陽(靈廟造宮乾坤感應)↓雲陽(造宮(寒言神尊利根陀見)↓6字虫喰

陀(左4大君松平出羽守社奉行)↓大(9字虫喰)5仙田八兵衛(田八兵衛7當社司官池田友意(道宅久)↓當社司官(藤原(久(峰清は藤原を意識的に宍道に書き改めている。虫喰が甚しく、24丁ウ左4注④のように、別の字を藤原に書き直し

ものか否かは判断できない)

○26丁才右2段目3三嶋與三右衛門(与)○26丁ウ左1藤原可利(藤原可利5池田左秀(道直久)↓池田左

秀藤原直久（24丁ウ左4注④と同じく、2字分を刃物で削り、その削り跡の上に藤原と書く。元の字は不明だが、削り跡の形は「宍道」に似ない。形から見ると、「勲業」とあつたか。写真②参照。峰清は意識的に藤原を宍道に書き改めている）

○27丁ウ右1宮柱大敷立太2奉造立奉3□天原仁高左1藤歳演藤原歳演3六道邦芋出雲臣邦教池田邦芋藤原邦教（原棟札の池田は当初からの字。藤原は24丁ウ左4注④と同じく、2字分を刃物で削り、その削り跡の上に藤原と書く。元の字は不明だが、削り跡の形は「宍道」或いは「出雲臣」に似ない。「勲業」とも断定できない。従つて、宍道・出雲臣を後に池田・藤原に書き改めた可能性は小さい。峰清は池田・藤原を意識的に宍道・出雲臣に書き改めている）

○28丁才右上段4〜5注記ナシ下段1〜4人物名右肩の記号（一〜三）→ナシ

○28丁ウ左4池田薩摩猪道重芳↓池田薩摩守藤原重芳（薩摩の下方2字が3字分を刃物で削り、その削り跡の上に守藤原を書く。元の字は不明だが、「猪道」へ訓みは宍道と同じ？）に似ない。従つて、猪道を後に守藤原と書き改めた可能性は小さい。峰清は守藤原を意識的に猪道に書き改めている）5遠藤□内↓河

○31丁才左5池田左秀宍道直久↓池田左秀藤原直久（左秀の下方2字分を刃物で削り、その削り跡の上に藤原を書く。元の字は不明。峰清は意識的に藤原を猪道に書き改めている）

○31丁ウ左8神□ト名附奉↓神田ト名附奉り

○32丁才右1右徳米↓右此徳米4ヨリ〜5屋敷仕度↓屋敷二仕度5故依↓故二依左1池田豊宍道高久↓池田豊藤原高久（豊の下方2字分を刃物で削り、その削り跡の上に藤原を書く。元の字は不明。峰清は意識的に藤原を宍道に書き改めている）

○32丁ウ左池田上総宍道周久↓池田上総藤原周久（上総の下方2字分を刃物で削り、その削り跡の上に藤原を書く。元の字は不明。峰清は意識的に藤原を宍道に書き改めている）

○33丁才右2段目1長澤↓瀬2與三郎↓与5江藤兵助↓軒木江藤兵助3段目1〜9奉寄進大工木挽手間（横書き）↓（縦書き）左2段目5千之亟↓丞3段目3二人↓貳4二人↓貳4沓ケ田喜助↓畚田ノ4段目2弥兵衛↓彌

○33丁ウ右中心「奉再建」の右側無記↓（下記8行の祝詞あり）掛毛畏岐雲陽出雲國意宇郡笹布郷仁鎮齋奉利給號」弓大森大明神速素盞鳴尊仁坐弓天仁昇賜弓日神仁」八坂瓊乃曲玉乎捧介天津日嗣乃基乎成之地仁降利」天人岐乃大蛇乎退治

之賜伊弓民艸於安加良志女八」十種乎蒔施之弓大洲之内乎

悉久青山止成志女給」布貴幾御神德乎仰奉利別天地者笹布

里滕多留清地」仁志天下津磐根仁宮柱太敷立高天原仁千木

高知弓」天乃御蔭日乃御蔭止御德深久坐須茲於比弓字豆乃

1(中心)大森大明神社大廣前↓御1石垣馬場左右通騎射場↓

(通騎の間)并中心「奉再建」の左側無記↓(下記8行の祝詞

〈前記祝詞の続き〉あり)御廣前仁石垣騎射場乃形先神主藤原邦

教立頼在弓」拵伊掛置之仁何歳乃加追大破仁附改弓重章八

十乃」氏人集弓築立留和于時天保十一歳与利初女同十三」

歳仁成就仰願和久和一天泰平國家安穩當村畑田山」林他仁

不洩外ヨリ來求氏乃生名於書紀佐和譬」死礼留共早久魂於

反子孫長久家内安全時乃難仁不當」王毅能成牛馬乃蹄仁至

末弓安久息災仁之弓憐愍乎垂」給幣止恐美恐美毛神主造酒

正藤原重章(花押)敬白左上段1池田造酒。六道重章↓池田

造酒正」藤原重章(花押)〔一で改行。棟札の実物池田・藤原に

は、元の字を削つて書き直した形跡はない。峰清は藤原のみ意識的

に六道と書き改めている)上段3左無記↓但シ世話口傳(以上、

下段10昌子勸兵衛の上方に細字で記す)下段2野津半兵衛の下無記

↓諸事此石垣二付而ハ抽厚功」在之者也4三島↓嶋4三嶋庄

右衛門の下無記↓諸事此石垣二付而ハ抽厚功在之者也(細字

で記す)5出錢青銅四貫文↓氏子出錢青銅四貫文(6三嶋貞三

郎の左脇に細字で記す)6三島↓嶋6三嶋貞三郎の下無記↓在役

中彼是乃端別而」諸事心配イタシ此石垣普請」仁附而ハ抽厚

功之在者也(細字で記す)8永瀬太郎右衛門の下無記↓諸事此

石垣二付而ハ抽厚功在之者也(細字で記す)10昌子勸兵衛の下

無記↓諸事此石垣二付而ハ抽厚功在之者也(細字で記す)

○34丁才右3段目6江藤□重↓卯4段目4本常夫右衛門↓同

夫右工門14三嶋庄藏↓同庄藏24小豆澤↓沢5段目10永瀬宇三

郎↓同宇三良12江藤又助↓亦26野津久五郎↓同久五良左1段

目5三島傳右衛門↓同傳右工門18小島茂助↓嶋2段目1式↓

貳2三島喜代藏↓嶋16江藤覺次↓同覺次3段目8野津喜平↓

同喜平19持田惠八↓伊(出雲弁のイとエの混同によるか)20小

島五右衛門↓嶋・五28家内原庄三郎↓同庄三良29家内原長四

郎↓同長四良30庄司佐一郎↓庄司利之作4段目6□□五郎兵

エ↓佐五良兵工7□□與平↓川嶋与平20江藤善兵エ↓同善

兵工23佐藤□五郎↓佐藤忠五良5段目8原田惣太郎↓同惣太

良22小島与平↓小嶋与十29佐藤喜藏↓□□喜藏6段目1しの

↓家内原しの

○34丁ウ右1段目5安康↓榮2段目1妙見社↓現2垂木二作ス

↓タル木二作3 岡之目惣荒神風呂ヨリ九尺廻リノ ↓内

虫喰判読不能4一本ニテ柱木土臺瓦持木皆取 ↓内虫喰

判読不能9妙見神社御社ヨリ錢拾貫文↓現(この1行は10行

目「八幡大神宮」の次行にある) 11錢貳拾貫↓錢貳拾貳貫左

1段目2弥一兵衛↓彌3段目2五六角一間半↓壹4七寸角二

間半↓貳5松木一本板料一丁↓虫喰判読不能6松木二本五八

角壹間半二丁↓虫喰判読不能5段目1五寸角一間物↓壹4松

木代二百文↓貳

○35丁才右3新体正遷宮↓、一部分虫喰(「体」で可か)左中

心上神主池田邦孝六道邦教敬白↓虫喰判読不能(六道の2字

はこれまでの改竄から見て原棟札に書いてあるか疑わしい) 中心下

御發起世話人野津重吉↓虫喰判読不能2段目2庄屋吉郎兵

衛↓虫喰判読不能3畑林次↓虫喰判読不能3段目2願主↓虫

喰判読不能4段目4重吉↓虫喰判読不能5要右工門↓虫喰判

読不能6弥三左工門↓虫喰判読不能7與三次↓虫喰判読不能

8三島弥右工門↓虫喰判読不能9水瀬兵吉↓虫喰判読不能10

水瀬喜兵衛↓虫喰判読不能11伊藤林次↓虫喰判読不能12坪内

利兵衛↓虫喰判読不能5段目1〜2細工人」京都大佛師↓1

行書き3田中藏之亟↓、虫喰で消滅

○36丁ウ右2神主池田造酒正六道重章↓池田造酒正源重章

(峰清は意識的に源を六道に書き改めている) 3己酉↓巳

○37丁才右表中心「随神二柱」の右側無記↓神祇永昌天地

平穩 同左側無記↓大政廣敷村間安全2段目2六道重章↓重章

(峰清は意識的に六道を書き加えている) 3段目4嘉十↓重(裏)

2段目1塗師↓直2塗師↓直左(表) 池田造酒正六道重章↓

池田造酒正源重章(峰清は意識的に源を六道に書き改めている)

○37丁ウ右(表)中心「奉修覆妙見社一字」右側3行年号年数十

二支注記↓ナシ 同左側2行年号年数十二支注記↓ナシ中心池田

佐秀六道直久↓池田佐秀直久(峰清は意識的に六道を書き加え

ている)(裏)7段目2永瀬勘右衛門↓同勘右衛門3永瀬善右衛

門↓同善右衛門左(表)1高天原尔↓仁3妙見神社↓現3池田

上総六道周久(池田の下方数字分を削り、その削り跡の上に、6

字を書く。元の字数は、よりも少なかったらしく、は全体的に上

下を圧縮して書いている。元の字は不明)(裏)中心小豆沢(與)三郎

↓小豆沢與三良1段目1弥兵衛↓彌3喜兵衛↓兵3段目2永

瀬平兵衛↓同平兵衛4小豆澤喜四郎↓沢・兵

○38丁才右(裏)1高天原仁↓高天原仁千木 2(中心)妙見↓

現 2 池田豊安。道喬久↓池田豊喬久（峰清は意識的に宍道を書き加えている） 3 千木高知弓↓、ナシ（裏） 4 段目 3 大三郎↓太

○40 丁ウ右中心神事↓更 2 段目 1 池田上総 周久（、2 字分空白） ↓池田上総藤原周久（峰清は意識的に藤原を書かずに空白にしている） 3 段目 5 完道町米志俵↓、ナシ左 2 段目 1 三

島與八↓与 1 5 6 三島與八↓江藤兵助の右肩に各人の注記無記↓（次の注記あり） 1 三嶋 2 江尻 3 畑ノ上 4 京学 5 ヒワクドシ 6

ハタナル 11 12 木幡・宮廻の右肩に各人の注記無記↓（次の注記あり） 11 菜種ヤ 12 ハシヅメ 佐々布フ 4 段目 1 5 6 本常安兵衛↓

野津和三郎の右肩に各人の注記無記↓（次の注記あり） 1 藪田カミ 2 海部 3 下海部 4 慶徳 5 鴨分 6 品田 3 5 6 段目 8 小豆澤作左

衛門右肩の注記無記↓白石村ノ西ノ垣内 6 段目 2 源十↓源十郎 7 與 四郎↓与 1 5 7 永瀬新右衛門↓野津與四郎の右肩に各人の注記無記↓（次の注記あり） 1 下藪田 2 土井 3 紙屋 4 新ヤシキ 5

仁井ヤ 6 中平田 7 近啓

○41 丁才右 1 古来 5 毎歳 ↓歳 2 近年 ↓近 年 4 神吏怠惰 ↓

神事情怠 4 5 難斗 左候而ハ ↓難斗左 候而者 5 6 庄屋 役 ↓勤候 ↓庄屋役勤 候 6 5 7 有 □カ相怠惰 も無覚 ↓有

來カ相情怠も無覚 束 7 白石宍道 ↓完道白石 7 5 8 現米 拾

「出雲国意宇郡宍道郷佐雜村 大森神社 村社雜社旧撰末社

表 ↓現米拾 表 8 畑谷ニおゐて ↓、ナシ 8 9 新田願 御竿 受 ↓新田 願御竿受 9 怠惰 ↓情怠 10 無穴躬 ↓無窮 10 大森大明

神 ↓大森神明 10 11 氏子繁栄 之元と大慶奉仰 ↓氏子繁栄之元と 大慶奉仰 11 12 子孫幾 久敷大森大明神之御玉串 ↓子

孫幾久敷 大森大明神之御玉串 12 なり ↓な利左 上段 1 證文 ノ寫 ↓證文之寫 9 思立 ↓思ヒ立 10 11 一統大慶仕 候 ↓一統

大 慶 □ □ 11 然ル上ハ ↓、ナシ 11 12 永代神吏 相撲 ↓永代 神事相撲 12 13 本常 安兵衛 ↓13 本常安兵衛 13 手判 一札如件

↓13 14 手判 一札如件 15 天明四年辰三月 ↓天明四年 辰三 月 15 次 ↓ナシ 下段 1 次 ↓ナシ（原棟札、上段 14 一札如件の「件」

6 画目縦棒線を、下段 1 佐々布村の「佐」字の頭まで 形に延長。 『棟簡雜記』はこの墨線を模写せず、代りに上段 15 の「次」と下段

1 の「次」の字により、棟札上段の文が下段の文に続くことを示す ○50 丁ウ左 3 社司 朋意 宅久 ↓社司池田朋意藤原宅久

（峰清は意識的に池田と藤原を省いている。、の空白は、後から字 入れるつもりだったか）

○51 丁才右 下段 3 安兵衛 ↓安衛門 左 上段 1 三嶋七郎右衛門 ↓、

ナシ 2 持田藤兵衛 ↓、ナシ 3 佐藤善三郎 ↓左

棟簡雜記』の訂正

○51丁ウ左1社奉行↓御社奉行 2(中心) 大主↓御大主 3社司 左秀。直久↓社司池田左秀直久(。の2字分空白なし。峰清は意識的に池田を省略し、。とに空白を設けている。、

。の空白は後から字へ他の事例によれば、宍道・猪道・出雲・出雲臣などの可能性が大きい)を入れるつもりだったか)

○52丁才右下段1彌↓弥左下段2五郎兵右門↓衛

○52丁ウ左中心池田上総宍道周久↓池田上総藤原周久(峰清は意識的に藤原を宍道に書き改めている)

○53丁才右下段1庄司↓屋(棟簡雑記)朱注「屋カ」は後から棟札の実物を見ずに書いたものであろう) 2本常□助↓喜5宮廻↓迫

○53丁ウ左1(中心)の右側無記↓社奉行乙部次郎兵衛大野權右衛門(奉行名は「社奉行」を中心に横並び) 1(中心) 池田満穂宍道邦教↓池田満穂藤原邦教(峰清は意識的に藤原を宍道に書き改めている) 2石見守出雲重旨↓石見守藤原重旨(峰清は意識的に藤原を出雲に書き改めている) 3河内↓河内正4代勤神主兼邦教↓幣頭職兼勤神主満穂邦教

○54丁才右2吉郎兵□↓衛

○54丁ウ左4(中心)神主。造酒正。□章↓神主池田造酒

正藤原重章(峰清は意識的に池田と藤原を省略し、。に空白を設けている。の空白は後から字へ他の事例によれば、宍道・猪道・出雲・出雲臣などの可能性が大きい)を入れるつもりだったか)

○55丁才右3(中心)三嶋□□↓儀助5持田六左衛門↓右

○55丁ウ左2(中心)有栖川□仁親王↓織(棟簡雑記)は職の偏を抹消)

○56丁才右4段目4三島□藏↓祐5持田仙四□↓郎6宮廻次郎↓彌9宮廻林□市↓宮廻林市左3段目3宮廻瀬助↓4持田重助の左にあり

○60丁ウ1段目3段目金額の上に打った、↓ナシ1段目6 五

百文↓同7 四百四拾三文↓同11 式百文↓同2段目16友助

↓七21同 豊□内↓所・助3段目2 式百文↓正17 百文↓

正4段目3東林木 忠五郎↓ノ12学頭 ↓村4段目29三島忠

□エ門↓三島忠左衛門3段目4段目左端天保六年」未三月」

頭取世話人」宮迫覚四郎」三島忠左エ門↓(棟札裏に記す。

また、棟札裏は「熊野神社獅子御寄進」を擦り抹消)

○61丁ウ右3段目1〜13三島種美多根茂一郎の下の地名↓ナシ左1段目1〜8慶太郎↓亀太郎の下の屋号↓ナシ4段目4・6・

10・11・12・15・17人名上の朱点↓ナシ5永瀬傳太郎の下の注

- 記「父ヲ重右エ門ト云フ」伯州境住↓ナシ10・11・12・15・17人名の下の注記↓ナシ5段目5藤原□三郎↓亀5段目8・9  
 (4段目17「庄司善八断絶」の下方) 一名政蔵ト云フ木挽ヲナス  
 文化十四丑生レ」学頭ヨリ養子ニ入ル↓ナシ
- 62丁才(裏)右1段目1□□↓陽曆
- 74丁才中段8三島彌助↓弥下段5小島喜次郎↓治14永瀬源次郎↓七17江藤榮太郎↓榮24無記↓順位抽籤
- 75丁才3段目5三島彌次郎↓福
- 75丁ウ中段16宮廻礼太郎↓禮下段6渡部清市↓18江藤□市↓種19藤原与市↓與
- 76丁才上段9石原□三郎↓勇中段10昌子□太郎↓友11昌子□三郎↓伊17坪内信善↓義
- 76丁ウ3段目13佐藤与一郎↓與22・23無記↓藤原拾市・庄司謙市(『棟簡雜記』は2段目1・2にあり)
- (補一)下段8・14江藤榮太郎↓庄司長次郎の上方横書きの順位抽籤↓15(14庄司長次郎の次行に縦書き)

#### 四 『棟簡雜記』の信憑性——『風土記』猪像石にふれつつ——

『棟簡雜記』をB論文で紹介した際、筆録者である大森神社神職宍道峰清の「人物の性格上本文書の記載内容は批判的な検討を要するが、多くは忠実な態度(22丁ウ・23丁ウは棟札の汚損も模している)で写したものと思う。」とし、特に「22丁ウ元亀3年大森神社最古の棟札は、後掲『雲陽誌』の「元亀三年修造の棟札あり」に該当するから貴重である。地頭宍道松寿丸は宍道氏の研究に有益であろう。」(146ペ下段1行目・5行目)と評価した。

しかし、第1章に示したように、現在大森神社神殿内に収蔵されている棟札中に元亀3年棟札は存在せず、この他にも多数の棟札の所在が不明であるから、『棟簡雜記』全体の信憑性について断定的なことは言えない。しかし、今回私の検討し得た範囲に関しては、峰清の筆録時の誤記・脱漏・字体の変更・省略・意識的な変化が見られた。このうち、誤記・脱漏・字体の変更は特別の意図によるものではなく、記載内容の信憑性に大きな影響を与えるものではないと考えられる。



省略のうち最も顕著なのが、33丁ウ右（天保13年大森大明神社御廣前石垣馬場左右通并騎射場再建札）16行の祝詞である。好意的に見れば、33丁ウ右のスペースから見ると紙幅の都合による省略と考えられないこともない。しかし、34丁才左のように相当細かい字も書いているのだから、熱意があれば書写することは可能だったと思う。その意志を持たなかったのは、祝詞の文章が定型的で特段に重視する必要がないと判断したためであろうか。しかし、この祝詞には峰清の4代前の神主邦教に始まり、彼の父重章（A論文76ペ〜77ペ「宍道氏家系図」）が再建した功績が述べられているのだから、それだけの理由で採用しなかったというのも納得し難い。そこで、私は、この祝詞に大森神社のかつての祭神名が記されていたことが原因しているのではないかと考える。即ち、祝詞の2行目には「大森大明神速素盞鳴尊仁坐豆」とある。これは『雲陽誌』の「大森明神 素盞鳴尊をまつる」に一致する。しかし、C論文に論じた如く、大森神社は幕末から明治年間にかけて式内宍道神社を主張して他の2社と激しく争った。B論文147ペ下段に紹介した秦忠男氏所蔵大森神社明細帳は、明治時代に峰清が作成したものと思われるが、ここでは祭神を「国作大穴牟遲命」としている。大森神社境外地に女夫岩めおと（宍道町大字白石内）があり、同社はこれを『出雲国風土記』意宇郡宍道郷の所造天下大神命の追った猪の化した岩として幕末以来喧伝していた。『棟簡雑記』は神社明細帳提出のための基本資料として明治13・14年頃作成したものと考えられる（B論文146ペ上段8ペ〜10ペ）から、祭神を素盞鳴尊とする棟札があるのは都合が悪い筈である。以上により、峰清がこの祝詞を意図的に省略した可能性が非常に大きいと考える。

次に、意識的な改変について採り上げる。前章の訂正によれば、これは大森神社（ほか諸社）の神職名に集中的に認められ、その他の人名・社名・年月日等には認められなかった。神職名の改変を『棟簡雑記』の記載順に並べると次の如くである。↓の上は棟札（等）に見える人名、下は『棟簡雑記』に見える人名。

5丁ウ 池田友意藤原宅久↓宍道友意出雲宅久（元禄16（1703）年熊野大権現社）

24丁ウ 池田越前守藤原信清↓五位越前守勲業信清（寛文元（1761）年大森大明神社）

- 25 丁ウ □□□藤原□久↓池田友意宍道宅久 (正徳3〈1713〉年大森大明神社)
- 26 丁ウ 池田左秀藤原直久↓池田左秀宍道直久 (寛延3〈1750〉年大森明神社)
- 27 丁ウ 池田邦芋藤原邦教↓池田邦芋出雲臣邦教 (天明7〈1827〉年大森大明神社)
- 28 丁ウ 池田薩摩守藤原重芳↓池田薩摩守猪道重芳 (文政6〈1823〉年大森大明神社)
- 31 丁オ 池田左秀藤原直久↓池田左秀宍道直久 (延享2〈1745〉年大森大明神社)
- 32 丁オ 池田豊藤原高久↓池田豊宍道高久 (明和5〈1768〉年大森大明神社)
- 32 丁ウ 池田上総藤原周久↓池田上総宍道周久 (安永2〈1783〉年大森大明神社)
- 33 丁ウ 池田造酒正藤原重章↓池田造酒宍道重章 (天保13〈1842〉年大森大明神社)
- 36 丁ウ 池田造酒正源重章↓池田造酒正宍道重章 (嘉永2〈1849〉年大森大明神社?)
- 37 丁オ右 (表) 重章↓宍道重章 (文久2〈1862〉年大森大明神社?)
- 37 丁オ左 (表) 池田造酒正源重章↓池田造酒正宍道重章 (嘉永元〈1848〉年宇賀大明神社)
- 37 丁ウ右 (表) 池田左秀直久↓池田左秀宍道直久 (寛延3〈1750〉年妙現神社)
- 37 丁ウ左 (表) 池田数字分削る↓池田上総宍道周久 (天明2〈1782〉年妙現神社)
- 38 丁オ右 (表) 池田豊喬久↓池田豊宍道喬久 (宝暦11〈1761〉年妙現神社)
- 40 丁ウ 池田上総藤原周久↓池田上総 周久 (天明4〈1784〉年大森大明神社)
- 50 丁ウ 池田朋意藤原宅久↓ 朋意 宅久 (享保6〈1721〉年熊野大権現社)
- 51 丁ウ 池田左秀直久↓ 左秀 直久 (寛延2〈1749〉年熊野大権現社)
- 52 丁ウ 池田上総藤原周久↓池田上総宍道周久 (安永3〈1774〉年熊野神社)
- 53 丁ウ 池田満穂藤原邦教↓池田満穂宍道邦教 (享和元〈1801〉年熊野神社)

53丁ウ 石見守藤原重旨↓石見守出雲重旨 (享和元〔1801〕年熊野神社)

54丁ウ 池田造酒正藤原重章↓ 造酒正 重章<sup>(虫喰)</sup> (天保6〔1835〕年熊野神社)

これらの改変のうち、5丁ウは池田氏を宍道氏に改めようとする意思によるものである。24丁ウは社司の池田氏を認めたくない意思に基づくものかと思われる。その他は宍道氏とまで改変するのを憚って池田氏は容認するが、本姓の源・藤原を宍道(猪道)に改めることで、神職達が戦国武将の宍道氏に係わりのある人物であることを示そうとした意図が明瞭に伺われる。宍道は佐々木京極氏より出た地名による氏の名で、「宍道(猪道)」の如き本姓は知らない。また、出雲・出雲臣も本姓のつもりで用いているようだが、これらも本姓ではない。峰清は本姓についての知識を持たなかったか、さもなれば承知で牽強な改変をしたのであろう。これは大森神社の神職の氏がもと池田であったのを、明治維新時に峰清の父重章が宍道(幸雄)と改姓した<sup>(1)</sup>ことと係わることは明瞭である。5丁ウの池田を宍道に改変したのは、古く元禄16年当時は池田氏でなく宍道氏を名乗っていたとし、明治維新時の宍道氏への改姓の根拠に利用しようとしたものではないか。ともかく、これらの意識的な改変は正しく改竄と言うべきものである。

従って、B論文で大森神社神職の宍道家(池田家)の家系図について、次のように述べたのは訂正を要する。即ち、

「旧稿」(A論文を指す……服部注)において紹介した『宍道氏家系図』の少なくとも紹介した範囲(その他は真偽の程が極めて疑わしいものがあるようである)については虚構とは思われないと考えていたが、「旧稿」の範囲内での系図中の神職の実在は本棟札(棟簡雜記)の……服部注)によって裏付けることができ有益である(146ペ下段18行目〜21行目)

しかし、『棟簡雜記』棟札の宍道(池田)氏の人名の一部に改竄のあることが判明したから、これらの人物の実在を裏付ける一等史料とはなし難いことになる。この改竄と呼ぶべき改変は主として神職の人名に見られるから、棟札の实物と比較できない主に神職名を史料として扱うことは慎重を要する。また、B論文に元龜3年大森神社最古の棟札に見える「地頭宍道松寿丸は宍道氏(戦国武将の……服部注)の研究に有益であろう。」(146ペ下段4行目〜5行目)とした。この松寿丸は神職

ではないけれども、右の如く峰清は宍道氏に対する強いこだわりを示しているから、棟札の実物が出現するまでは史料としての採用を保留するか、もしくは限定条件付きで利用すべきものと思う。

このような改竄を見ると、B論文において、峰清の「人物の性格上本文書の記載内容は批判的な検討を要する」としたのは妥当であったにしても、「多くは忠実な態度（22丁ウ・23丁ウは棟札の汚損も模している）で写したものと思う。」（146ページ1行目・3行目）という評価は全面的には当たらない。その点で「23丁ウ右慶長11年棟札の汚損部の『神宮司・出雲臣・随神四郎』が忠実な写しなのか、峰清の主観が入っていないか、不安なしとしない。」（146ページ7行目・9行目）と危惧したのは的中したことになる。従って、同じ慶長11年棟札の神職名「從五位下神主<sup>（虫喰）</sup>民部太夫繁置」の虫喰の形を象った模写は、宍道（池田）家に都合の悪い字（氏？）を隠そうとした作為ではないか、という疑念すら生ずるのである。

以上により、今回の訂正の範囲では、神職名の取り扱いに特に注意を要する文書であることが明らかとなった。但し、改竄は主に池田・宍道という氏の部分、藤原・宍道・猪道・出雲・出雲臣という本姓（相当）の部分だけだから、これらを除外した箇所を初めから考慮外に置く必要もないのではないかと思う。神職名以外は棟札の実物の記載とほぼ一致しているから、史料として扱うことは可能であろう。神殿内に存在しない棟札等については、これを裏付ける外部史料がない場合、棟札等の実物が見つかるまでは史料として採用しないのが安全である。やむを得ない場合は神職名の氏・本姓・本姓相当を除いた部分を参考史料として扱ってはいかがかと思う。

## 注

（1）大森神社の境外地の女夫岩は、宍道（池田）家により『出雲国風土記』の猪像石として祀られた時代が幕末から大正時代にかけてあった。島根県教育委員会もこれを『風土記』猪像石であることを根拠の一つとして県指定文化財に指定した。<sup>\*\*\*</sup>B論文の公刊後、梶山林継氏は女夫岩を「宍道氏が永く祭りを伝えてきたことも、『風土記』の伝承の継承地である証左とも言え（中略、服部）その

土地の名の起こりだと伝えると共に、その土地の名を負う宍道氏が祭り続けていた。」(楢山林継「女夫岩遺跡の学術的価値について」『宍道・女夫岩遺跡整備構想』、宍道・女夫岩遺跡整備検討委員会作成、平成9(97)年12月、宍道町。傍点は服部)として、宍道氏という姓自体に学問的根拠を求められた。

これに対し、私はC①論文においてA論文の「宍道氏家系図」とB論文により、「大森神社神職宍道氏は明治維新以前は池田氏を名乗っていた」(24ペ下段3行目、18行目)と批判した。今回実物の棟札でこれは一層確実となった。『棟簡雑記』5丁ウ元禄16年熊野大権現社の宍道友意出雲宅久も池田・藤原の改竄であることが判明したから、現在見ることでできる大森神社神殿内の棟札によれば、明治維新以前に女夫岩を「その土地の名を負う宍道氏が祭り続けていた」という事実はなかったことになる。

\* 「女夫岩は『出雲国風土記』の宍道郷条に記された猪像に比定されると考えられ、『風土記』の伝承と現存する遺跡との関わりを知る貴重な資料といえる。」(平成9(97)年3月6日附島根県教育委員会島根県文化財保護審議会宛諮問文書「提案理由」の(2))

\*\* 平成9年5月27日附島根県文化財保護審議会島根県教育委員会宛答申書

## 五 棟札と「宍道氏家系図」の関係

最後に、実物棟札の検討を通じて得た大森神社(ほか諸社)と神職宍道(池田)家との関係についての若干私見を述べたい。B論文において、A論文の「宍道氏家系図」の神職名と『棟簡雑記』の棟札の神職名とが部分的に一致することから、『旧稿』の範囲内での系図中の神職の実在は本棟札によって裏付けることができ(146ペ下段20行目、21行目)たと書いたことが訂正を要することは先に述べた。その結果、このような改竄を行う人物の所持する家系図に対しては、一層慎重に臨む必要があると感ずるようになった。B論文ではこの系図について、「松江市内の神職家において、失われた家系図を棟札から作成している事例を見たが、宍道家のものは非常に詳しいので、棟札からの復元ではない」(146ペ下段21行目、23行目)と述べたけれども、そこまで言い切れるか躊躇を覚えるようになった。家系図の記載を『棟簡雑記』の棟札の(二部)人名に襲用した可能性と共に、棟札からの「復元」の可能性も考慮外に置くべきではないと思う。確かにA論文の「宍道氏家系

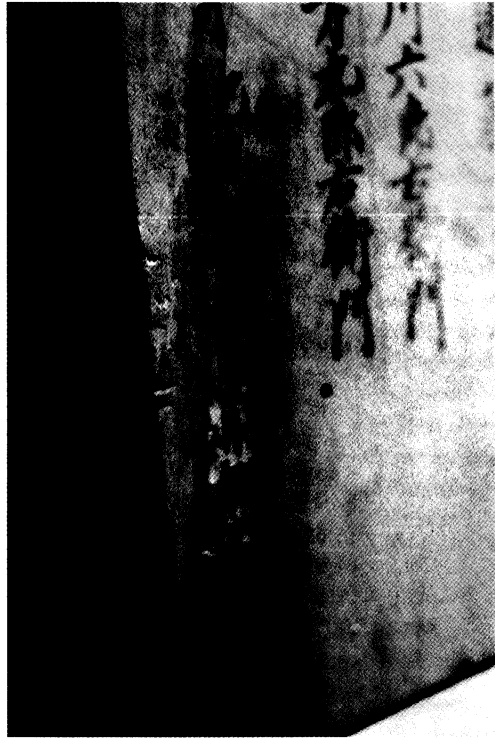
「図」は非常に詳しく、その中のいくつかの事項は事実であることを裏付けることができるが、なおその記載全体に信を置くことには危険を覚える。

さらには、宍道（池田）家（峰清）は自家の大森神社の管掌の歴史事実を棟札に求めようとしているだけに、棟札の实物に対する改竄すら考慮する必要がある。実際、写真（1）（2）を始めとして棟札の实物を削って改変している例がある。5丁ウ元禄16年熊野大権現实物棟札（改変はない）の社司は池田友意藤原宅久であり、この記載を信ずれば池田家の熊野神社の管掌は当時に遡ることになる。これに対し、現在実際に見ることのできる大森神社の最も古い棟札、24丁ウ寛文元年棟札では、訂正（一）所見の如く、池田越前守藤原信清の池田と藤原の字が棟札を削った跡に書かれている（写真1）。この



写真（1） 24丁ウ左大森大明神寛文元年十月吉日棟札に見る改変。下の字を削り、池田・藤原を書く。

池田・藤原の墨色は写真の如く他よりも濃く、後次の書き直しであることは明らかである。池田の右の「五位也」（所見の注③）、藤原の右の「勲業也」（所見の注④）は、元そこに書かれていた文字を示す注記で、その考えに基づき「清書ハ裏二認ム」として社司名を「五位越前守勲業信清」と棟札裏に書き直している。所見の注⑤は、越前守信清の時代に宍道を池田に、勲業を藤原と改めたから棟札を「削改ムルナラン」と解釈している。ここでは五位を池田に代る氏、勲業を藤原に代



写真(2) 26丁ウ左大森明神寛延3年9月21日棟札に見る改変。下の字を削り、藤原を書く。

うな徴証を私は見ていない。従って、寛文元年の大森大明神棟札をもって、当時池田氏(後の宍道氏)が神主であったことの証とすることはできない。25丁ウ正徳3年大森大明神の神職は虫喰のため池田氏であるかは確認できず、26丁ウ寛延3年大森明神棟札によって初めて池田を確認できる。ここでは、写真(2)の如く池田左秀藤原直久のうち藤原のみが削り直した上に書かれている。以後、棟札の池田の箇所には削り直しの跡は認められず明治に至っている。従って、大森神社神職の池田氏名は目下のところ寛延3年まで遡り得ることになる。大森神社棟札の「池田」以外の削り直しは所見の通り、何かの字(2字分?)を「藤原」に改めた例が以後も「訂正」の26丁ウ左・27丁ウ左・28丁ウ左・31丁オ左・32丁ウ左と見られ、33丁ウ左天保13年水無月の池田造酒正藤原重章(峰清の父宍道幸雄)に至り、藤原に削り直しの跡がなくなる。従っ

る本姓と理解していると見做されるが、

池田に代る五位氏は『姓氏家系大辞典』

によれば越中・越後・三河にのみ、五位

と通ずる五井氏は大和・三河にのみ見え

て出雲にない。また、「勲業」の本姓は公

卿の間でない。勲業は『出雲国風土記』

の「勲十二等」の誤写(加藤義成氏)に由

来するもので、古い由緒を示そうとして

記したものであろう。所見の注②⑤は明

らかに後のもので、峰清の壮年時代の手

跡に似ている。注⑤は「右解註ハ棟札之

寫古證ニ」よるとするけれども、そのよ

て、天保13年以前は池田家は藤原とは別の本姓かそれに当たるものを名乗り、棟札を削り直して藤原に書き変えたのは、天保13年頃よりも後の時代と考えられる。

以上によれば、『棟簡雜記』は大森大明神棟札として寛文元年以前にも元龜3年（神主形部大夫□□）と慶長11年（神主□□民部大夫繁置）を載せるけれども、これらが池田（六道）を名乗る人物であったとにわかには断定することはできない。

\*

\*

\*

前号 服部旦「島根県六道町、大森神社旧神職六道（池田）家蔵『勲業六道家正系』（一）」誤植等訂正（誤→正）

92 ぺ 9 行目 縮少率↓縮小率

96 ぺ 55 法脈↓法脉

93 ぺ 11 行目 齊（斎）↓齋

同 62 法脈↓法脉

94 ぺ 29 専↓專

98 ぺ 103 飛驒↓飛彈（彈）

同 30 四海太平↓四海大平

99 ぺ 111 永祿↓永録（録）

同 32 戊戌（戌）↓戊戌（戌）

文録↓文録（録）

95 ぺ 44 国造↓國造

（終）